

ちはやあかさか

議会だより 第61号

楽しいこと



	ページ
6月定例会のあらまし	2
合併協議会設置を可決	3
請願・意見書	4
いっぱん質問	5 ~ 7
やまびこ・研修レポート	8

6月定例会のあらまし

平成14年6月の千早赤阪村議会定例会（第2回）は、6月11日に開会し、専決処分、条例等の改正、工事請負契約、補正予算、合併協議会設置、請願、意見書をそれぞれ原案どおり可決（承認・採択）し、25日に閉会しました。

村税条例の改正

地方税法の改正に基づき、個人住民税の非課税限度額の引き上げ、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設等、3月31日付で、専決処分により改正されました。

一般会計 補正予算

平成14年度一般会計補正予算では、合併協議会の設置に伴う負担金、住民基本台帳ネットワークシステム関係の委託料、棚田・ふるさと保全対策事業費の追加、各小中学校への情報教育アドバイザー派遣や中学校への心の教室相談員の配置等の計上により、歳入・歳出それぞれ7068万7000円が増額されました。



金剛山ロープウェイの 支索を更新

昭和41年4月の開業以来36年間経過している支索の更新工事が行われます。工事内容は 50mm1410mのロープを2本取替えるものです。

● 契約金額

9103万5000円

● 取替工事期間

平成14年11月15日～12月18日まで

6月定例会議決結果一覧表

案 件	議決結果
○ 専決処分「千早赤阪村税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 専決処分「平成13年度千早赤阪村一般会計補正予算（最終）」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 専決処分「平成13年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（最終）」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 専決処分「平成13年度千早赤阪村老人保健特別会計補正予算（最終）」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 専決処分「平成13年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（最終）」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 専決処分「平成14年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1回）」の承認を求めることについて	原案承認（全員）
○ 千早赤阪村議会会議規則の改正について	原案可決（全員）
○ 千早赤阪村議政務調査費の交付に関する条例の改正について	原案可決（全員）
○ 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について	原案可決（全員）
○ 千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について	原案可決（全員）
○ 工事請負契約の締結について	原案可決（全員）
○ 平成14年度千早赤阪村老人保健特別会計補正予算（第1回）について	原案可決（全員）
○ 平成14年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1回）について	原案可決（全員）
○ 平成14年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決（全員）
○ 富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村合併協議会の設置について	原案可決（多数）
○ 平成14年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1回）について	原案可決（多数）
○ 千早赤阪村の合併を拙速にすすめない請願書について	採 択（多数）
○ 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書について	原案可決（全員）
○ 政治倫理及び公正な入札の確立を求めるための意見書について	原案可決（全員）

合併協議会設置を可決

提 案

地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村の4市町村合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため設置するものです。

市町村合併の問題につきましては、今日の社会経済情勢等を勘案しますと、避けて通れない問題です。

富田林市と南河内3町村は生活、歴史、文化、行政協力等において非常につながりも深く、これからのまちづくり、地域づくりについて協議されます。

具体的には、新市の建設計画の策定や新市の名称、事務所の位置、合併の期日、さまざまな住民負担やサービスなどについて協議されます。



討 論

市町村合併の問題は、これからの町づくりや、住民の方々の将来を考えた時、非常に重要な問題であると共に、避けて通れない問題であると考えております。

村当局におかれましては、この合併問題について、一昨年の「なごやか懇談会」や本年4月～5月にかけての住民説明会において、4市町村で一番多く状況説明や、意見交換等をされるなど、精力的に取り組まれており、評価致すものでございます。

市町村合併は関係する市町村が足並みを揃えて進もうと互いに合意することが前提であり、第一段階として富田林と南河内の3町村の合意形成が図られたものであり、地域の将来や住民の方々の生活等を考えれば、この4市町村で具体的な協議に入っていくことが適当であると考えます。

よって本議案については賛成するものでございます。

賛 成

反 対

共産党は合併に何が何でも反対ではない。あくまで、住民の福祉を向上させ、暮らしの発展に役立つのかを、住民自身が検討し、合併の是非は住民自身が決めるべきだと考えている。期限を切つて、国が押しつける強引な合併は、住民サービスの切り捨てと財政悪化をもたらすだけだ。

46年前、千早村と赤阪村が合併して一つの村になった。村民や府民に親しまれてきたのが、千早赤阪ではないのか。嘗々と築きあげてきた村が、わずか1年間で消えていいのか。もっと慎重に、将来の村づくりの検討をというのは、私もただけではない。

30年前、小吹台が造成され、村が好きで移り住んできた方もたくさんいる。これまでお互いに立場を尊重しながら、村の発展に寄与してきた。

だからこそ、もっと時間をかけ結論をだすべきだ。それが合併について悔いを残さない道だと考える。

以上、反対討論とする。

意 見

戦後50年余を経過した今日、社会変化に対応するため地方自治の体制を見直し、改めて市町村中心の地方自治が展開出来るよう行政体制の整備をはかる必要があることは充分認識している。

その課題の解決策として市町村合併により規模を拡大し、行政能力・自治能力を強化高めていくことは極めて有効な対応策であり、合併論議そのものを否定するつもりはない。

私たちは、この問題が発議されて以来、視察研修を重ね、さまざまな情報の収集や関係市町議会議員との信頼関係の醸成に努め、議会の場であらゆる角度から質問や意見の具申をした。

しかし、いまなお協議会の設置に納得いく理由を見いだせず、適切な判断をすることが出来ない。

従つて、本議案の採決に加わらず退席する。

千早赤阪村の合併を 拙速にすすめない請願

6月定例議会に「千早赤阪村合併問題を考える会」から、千早赤阪村の合併を拙速にすすめない請願書が提出されました。内容は合併問題は重要であり、村がなぜ合併するのか、こんな地域にしたいという千早赤阪村地域のビジョンを示せ。合併特例法は平成17

年3月末までの時限立法なのであわてずに議論をして、今議会での合併協議会立ち上げの議決はしないで欲しいとのことでした。

総務民生常任委員会に付託され、6月20日に審査を行いました。今後の村の行政計画や、行政サービスの維持向上について等、

活発な議論があり、採決の結果、賛成4人、反対1人で本請願は本会議において採択すべきと決まりました。

6月24日に行われた本会議で、委員長報告のあと、議員全員での採決を行いました。結果は賛成6人反対5人で、本請願は採択されませんでした。

賛成討論

「4市町村の合併協議会設置」が可決され、来年4月を目標に合併がすすめられることになる。しかし、「なぜ合併するのか、こんな街にしたいという村のビジョンがない。財政問題でやっていけないというが、工夫や努力があつてしかるべきだ」など住民の中にもいろいろな意見があり、拙速にすすめないでほしいという請願の趣旨は重要だ。各議会で協議会の運営やスケジュールに問題があることも明らかになった。太子町では委員会でも否決、富田林市での3日間におよぶ審議。本村でも14・19日の審議で住民の不安やビジョンなどは、すべて「協議会で協議される」としてきた。請願趣旨を協議会で反映させるために採択すべきだ。

反対討論

村の財政は厳しい状況のもと、行政改革の推進や財政健全化方策などにもとづき、行政サービスの維持向上に努力されてきた。今後の財政状況は国地方とも厳しいといわれており、小規模団体では財政運営の困難が増す危険性がある。今後の行政サービスを低下させずに、各種の住民ニーズに対応した地域づくりが大きな課題である。

「合併問題に拙速すぎるのでは」との内容であるが、今後地方分権への対応、少子・高齢化、環境問題、情報化社会に対応するためにも法定合併協議会を発足し、合併の是非を含め、議論する必要があると考える。

意見書

6月定例会では次の2件の意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣をはじめ関係行政庁に提出しました。

道路整備の推進

及びその財源確保を

21世紀を迎え、わが国は少子化・高齢化が進展し投資余力の制約が強まる一方デフレからの脱却や経済構造の改革、都市の再生など、さまざまな課題に直面している。

このような厳しい社会経済情勢のなか、活力ある地域づくりや都市づくりを推進するとともに地球規模での環境問題に対処し豊かな国土を作りあげ次世代に引き継ぐためには国民共通の資産である社会資本の整備を計画的かつ着実に実施していくことが重要で、道路こそその中核的役割を担うものである。

とくに我が村において、309号河南赤阪バイパスの進捗、幹線道路の整備は不十分で道路の整備が急務

1. 長期的計画の策定と財源の都市部への重点配分。
2. 環状道路の整備、踏切道の改良・渋滞対策の推進。
3. 道路環境対策の推進。
4. バリアフリー、交通安全の推進。
5. 地方の道路財源の確保と地方財政対策の充実。

政治倫理及び

公正な入札の確立を

昨年、国会議員らが公務員に対して幹旋行為を行いその対価として報酬を受け取ることを禁じた「幹旋利得処罰法」が制定されました。この法律は国会議員や秘書も処罰の対象となっています。

しかるに、本年に入つて悪質な事件が多発し、政治家と金をめぐる問題が改めて大きく問われていきます。

1. 幹旋利得罪の再発防止の強化を図る観点から、私設秘書まで対象範囲を拡大した「幹旋利得処罰法の一部改正案」の早期制定をはかること。
2. 「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」の早期制定をはかること。
3. 政治と行政に対する国民の信頼を回復するために、国民に対する説明責任を果たすとともに、不祥事の再発防止に万全を期すこと。



いっぱん質問

山形研介 議員

小・中一貫教育を

問 小・中一貫教育の推進
答 府教育委員会では、今後、小・中学校における一貫教育の在り方について、カリキュラム編成、人員配置、施設整備の課題等について総合的かつ多角的な面から検討されると聞いております。少子化、高度情報化、国際化など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変わる中で、子どもたちの成長の過程においても様々な変化が生じております。小・中学校における義務教育9年間という段階、枠組みではありますが、それらは、子どもたち一人一人の発達に必ずしも合致したものであるとは言いがたいため、小学校から中学校への進学が、学習・生活・指導面において、よりスムーズに、また、より個々に応じ



中辺路町との交流（多聞小学校）
（写真は記事の内容とは関係ありません）

た内容であればあるほど、義務教育中の子どもたちにとって、充実した教育活動が展開されると言えます。

問 小・中一貫教育の効果

答 小・中学校の段差が子どもたちにストレスを生じさせたり、不登校を招く要因となっているという指摘

問 小・中一貫教育の効果

答 現在、審議会において小学校教育の在り方を考える中で検討中です。

障害者福祉制度の改革に関連して

問 来年4月から、「措置制度」から一部を除いて「支援費制度」に変わる。関係者にも理解がなく、このまま実施されれば混乱がでる。現時点で対象外でも一時的に施設を利用する場合もある。制度の内容など、関係者に説明会をおこなうべきだ。成年後見人制度や相談窓口の設置が必要だ。

「小規模施設の法人化」に伴い、やまゆり作業所の運営が心配されている。府の補助金が削減されても、これまでどおりの運営を補償すべきだ。

問 内容は7月広報で知らせる。
やまゆり作業所は法人移行に該当せず、府制度を活用し今後も支援していく。

6月議会では、6人の議員が一般質問を行いました。一般質問の原稿（申し合わせにより5000字以内）は、質問した議員の責任で作成したものです。

関口 ほづみ 議員

くすのき号の土曜日運行の検討を

問 学校完全週5日制となり、学校はもとより、これにあわせて民間も5日制を実施するところが増えた。地域では子どもたちの土曜日の活動を積極的に支援し、教育委員会も土曜日の行事に取り組んでいる。こうした活動に参加しやすいよう、くすのき号の土曜日

の運行を検討すべきだ。
問 今年で9年目をむかえる。土曜日を加えると、かなりの運行経費がかかり、現行どおりとする。

問 土曜日を追加すると1ヶ月約32万円の予算だ。期限を決めて調査すべきだ。

問 今後社会状況も変われば考えていきたい。



小学校再編審議は 広く意見を聞き

〔問〕小学校問題審議会がもたれています。教育委員会

の諮問内容、方針は。

〔答〕少子化で児童は漸減の傾向にあり、小学校のあり方を広く検討して頂き、再編も一つの課題です。

〔問〕統廃合は、府の「教育改革」の方針です。大阪市では、小規模校のメリットを生かした教育のため統廃合を凍結していますが。審議会にでた、一小学校一中

学校の方針に心配の声もあります。

〔答〕小中一貫教育も一つのたたき台です。それを含め検討頂くということです。大阪市の方向は本村とは、条件も違い教育委員会として判断できるものではありません。

〔要望〕保護者の方、関係者の意見を汲みつくし、時間をかけて結論を。

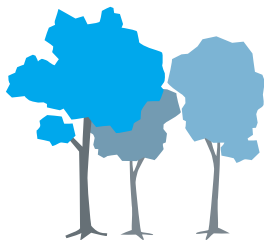


小学校問題審議会の研修視察風景

有事法に反対 の表明を村長 に求める

〔問〕有事法は、2つの点で憲法に背く重大な問題があり反対の声が広がっています。第1は「我が国」の規定で海外の自衛隊が武力行使をできること。第2に国民を強制動員する戦時体制作りの法案です。自治体への強制もあるなど、知事・市町村長からも反対がでています。

〔答〕国民の財産・生命にかかわる法案で、武力事態法は、有事の概念が明確にされないまま、自治体への強い関与権もあります。住民に理解をえられる慎重審議が必要と考えています。



人口の増加対策として 「都市計画」の見直しを

〔問〕村の総合計画では、本村の人口を、平成22年には8000人と想定している。

しかし、村の人口は昭和60年の7700人をピークに年々減少し、平成12年には7000人になり、現在も減少傾向を続けている。

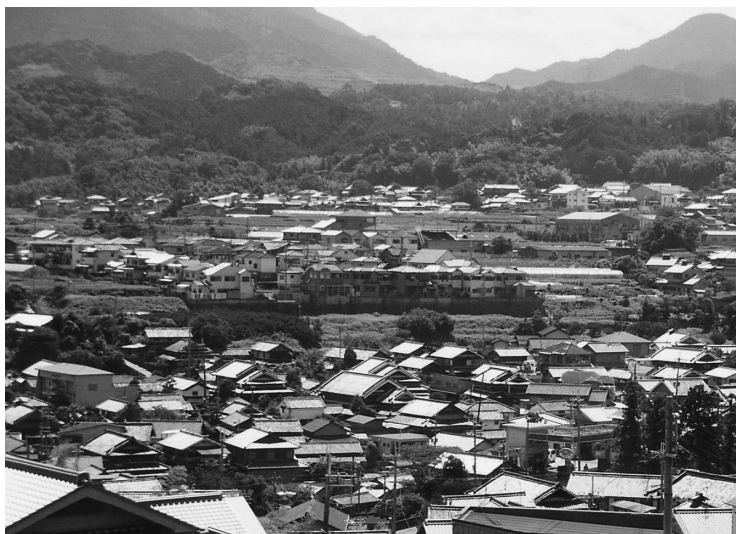
この間村では、平成7年に都市計画法が施行され、一部の市街化区域を除き、大部分が市街化調整区域に指定された。

その結果、従来の調整区域で行われていた、小規模住宅開発が出来なくなりました。

村の都市計画マスタープランによると、「調整区域での住宅開発については、地区計画で行う」とされている。

しかしその「運用の指針」を見ると、条件も厳しく事実上非常に困難であると思われる。そこでこの際、村の都市

「都市計画」の見直しを



都市計画のありかたについて検討を

計画のありかたについて、調整区域の見直し、あるいは都市計画区域の一部廃止を行うよう検討をしてはどうか。

〔答〕マスタープランの地区計画による住宅開発は、住宅建設の気運が盛り上がり

ば可能と見ている。

区域の見直しについては、社会経済情勢の変化・土地利用の状況により、条件を満たせば、検討していきたい。都市計画の廃止については、現在考えていない。

村内に高度情報ネットワークづくりを急げ

ない。

○平成12年12月、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定された。

○村の93%が市街化調整区域に編入され、土地利用が極度に制限された。土地の流通が止まり地価はゼロに近くなった。

○基幹産業の木材は10年来の価格低迷、回復の見込みがない。

○農業は、中国を始めとする諸外国の追い上げで、じり貧。

○金剛山を中心とする観光業もロープウェイの営業成績通り年々来村者が減少。村を取り巻く状況は悪化する。

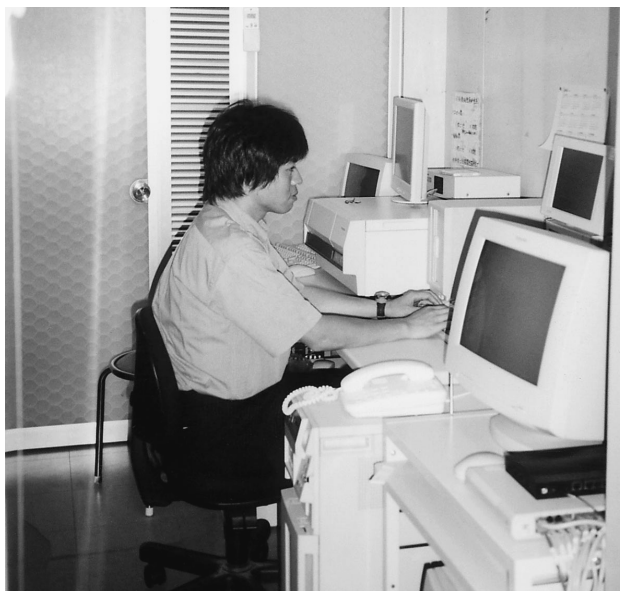
○村に元気が無いのは、村長が云う所の「住民に意欲が無い」では無く「意欲が湧く状況では無い」。

○規制、規則で縛られた村を再生させるには、時間、距離に制約されないIT高度情報通信ネットワークを村内に張り巡らして、日本の情報センターになるしか

○市内のIT化は云うに及ばず、村内全域にFTHをネットできるように努力する。

○FTH時代の村づくりに対する取り組みは、

○21世紀の村づくりにはITの推進は必要である。



ITの推進により村の再生を



工場移転の

要請と指導を

○下東阪地内で工場火災の跡地に、工場再建の手続きがされている。工場移転の要請と、同じ場所での再建なら、公害発生のないよう指導、援助を。

○規模を縮小し、同一場所に建築する。法的には問題なく、地元とも合意している。しかし再操業にあたっては周辺に迷惑がかからないよう指導していく。

親水性のある水路改修を



環境整備された水越川



預かり保育の時間延長を

○幼稚園が統合され2年が経過した。預かり保育の時間延長を望んでいる保護者もおり、ぜひ実現を。

○預かり保育は希望者に

○中山間地域総合整備事業で水路改修がすすんでいるが、コンクリート水路で風情がなくなつたといわれている。蛍の飛びかうような親水性のある改修を。

○水路などの改修が進み、蛍がいなくなった。国も事業実施は環境と調和に配慮するように明記している。

○対して、午後4時を限度に実施している。

○時間延長については、当初から検討を重ね決めた。一部の方からもう少し時間

○の延長があればありがたいと聞いているが、園児にとつてはこれ以上の延長は精神的負担になり、現体制での延長はむづかしい。

やまびこ

村内で活躍されている皆さん
をご紹介するコーナーです。

「千早赤阪村生きがい人材センター」

頑張っています！

働く意欲を持ちながら就労の機会がない方、まだまだ体力的、精神的に自信のある方で、「これまでの経験・知識・能力を生かした仕事を続けて、地域社会のため、また自分の生きがいのために働く意欲のある高齢者のために、「千早赤阪村生きがい人材センター」が発足して10ヶ月を迎えました。

その間、手さぐりながらも近隣の人材センターの指導や、行政や民間からの仕事も少しずついただきながら、よちよち歩きしているところであります。

設立当初は戸惑いもありましたが、発注者に喜ばれることも多く、最近では自信を持って仕事が入ってくるのを楽しみに待っている

申し込み・問い合わせ

千早赤阪村生きがい人材センター

電話・FAX 72-7005



人も多く、生きがい人材センターと一緒に働くことによつて、新しい仲間ができて、楽しい仲間ができています。

現在、会員は22名です。センターでは、植木剪定、草刈り、除草、大工仕事（軽易なもの）、一般事務、家事手伝等の臨時的、かつ短期的な内容の仕事をお引き受けします。

ていねいで喜んで貰える人材センターを目指して今後も頑張つて参りますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

研修レポート

市町村合併と「住民投票」

米原町を視察

無党派

編集後記

無党派の5名は、市町村合併に伴い、合併の相手市町村を決めるにあたり、住民投票を行った滋賀県米原町を視察しました。

同町は人口が約1万2000人で、町の北部には長浜市、町の南側は彦根市があります。

同町の合併相手は、長浜市を中心とする湖北1市12町、は彦根市を中心とする湖東1市4町、は長浜・彦根を含まない坂田郡4町となっていました。

米原町の村西町長によると、「町の将来を大きく左右する合併の相手を決めるには、投票により住民自身に決めてもらうのが妥当であると判断し、議会もこれに理解を示した」とのことです。

投票は「合併をしない」

を含めて四つの中から選んでもらうことにしました。その結果は事前の予想に反して、住民は「坂田郡4町」を選びました。

この結果について町長は「行政や議会の事前の判断は誤っていた。投票をして良かった。今後はこの合併を進めるのが私達の責任です」と自信のある説明でした。



今年の梅雨は、夏が間違って早く来たのかな？と思う程、雨が降りませんでしたが、村民の皆様には、ご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。私達の議会も7月5日の第1回合併協議会に始まり、7月11日、7月25日と回を重ね代表者間で合併について色々と議論をされています。

市と町と村が一つになる。個人と個人の結婚についても、好きや、きらいがあるように、お互いに市の良い所、村の良い所、人それぞれ思い入れがあるように思われます。しかし近い将来あるいは遠い未来においても、代表者である当事者は合併をして町はどう変わるかなければならないか、また、どう変えねばならないか、心のこもった議論をして頂ければありがたいと思います。

そして平成17年3月迄にお互いに笑顔で一市民になれるように心から思っています。村民の皆様のご意見もどうぞ議会にお寄せ下さい。

Y T